

「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」(昭和 29 年(1954 年)6 月 2 日参議院本会議)を遵守等する旨の政府答弁の例

■ 第 19 回国会参議院本会議 昭和 29 年 06 月 02 日

○国務大臣(木村篤太郎君) 只今の本院の決議に対しまして、一言、政府の所信を申し上げます。

申すまでもなく自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接並びに間接の侵略に対して我が国を防衛することを任務とするものでありまして、海外派遣というような目的は持っていないのであります。従いまして、只今の決議の趣旨は、十分これを尊重する所存であります。

■ 第 171 回国会参議院外交防衛委員会 平成 21 年 5 月 28 日

○国務大臣(浜田靖一君)

・・・今回の派遣につきましては、今先生の御指摘の点というか、この参議院におけるお話でございますけれども、武力の行使の目的を持って武装した部隊を他国の領域に派遣することとされるいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものでありまして、憲法上許されないと考えております。

一般の海上警備行動につきましては、ソマリア沖・アデン湾の公海上において我が国に關係する船舶を海賊行為から防護するための活動でありますので、それが武力の行使の目的を持って行われるいわゆる海外派兵に当たるものではないことは当然でございます。

■ 第 171 回国会衆議院海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会 平成 21 年 04 月 23 日

○麻生内閣総理大臣

・・・国会の決議というものは、参議院ならいわゆる参議院という議院の意思表示でありまして、これは当然、政府としては十分尊重すべきものだと考えております。それは当然のことだと思いますが、他方、武力行使を伴わない自衛隊の海外派兵というものにつきましては、これまで、ペルシャ湾の掃海艇の派遣、また PKO を初めとする各種の法律の制定とそれに基づく諸活動の積み重ねをこれまでやってきたと思っております。

一般のソマリア沖についての海上警備行動につきましても、いわゆる他の諸活動と同様に、武力行使を目的としたものでないことだけは明確だと思っております。したがって、仮に、国会において、一般の海上警備行動につきまして、御指摘の決議との関係で御議論というものをされるのであれば、今申し上げた点に留意することが必要だと考えております。

■ 第 171 回国会参議院外交防衛委員会 平成 21 年 3 月 17 日

○国務大臣(浜田靖一君)

・・・決議というものに対しては、我々とすれば、当然、これは重要な決定でありますので、我々とすれば守るべく努力すべきだというふうに思っておりますし、今冒頭にその当時の決議というものを先

生がおっしゃったわけでありますが、しかし、我々、今現在におきましては、まさに法律に従い、そしてまた多くの先生方の御指導、そしてまた我々のあるべき立場というのをもう十二分に戦後において経験をしているところでございます。

我々とすれば、先生方の御懸念に値しないように今後ともしっかりと努力をし、そして自分たちの立場を認識しつつやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○国務大臣(中曽根弘文君)

この決議、海外出動禁止決議でございますけれども、政府としては、もうこれも申すまでもなく、自衛隊というのは平和と独立を守るためのものでございます。国の安全を保つためのものですから、直接それから間接の侵略に対しては防衛を任務とするものですから、海外派遣をすると、そういうような目的は持っていないところでございます。

■ 163 回国会参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会 平成 17 年 12 月 12 日

○国務大臣(安倍晋三君)

・・・基本的にそのときの恐らく院の意思としては、海外に派遣をして、そしてこの自衛隊が言わば武力行使をするということを念頭に置いているのではないかと、このように思います。

■ 第 159 回国会参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会 平成 16 年 02 月 06 日

○国務大臣(石破茂君)

・・・武力の行使を目的としない海外に対する、海外における自衛隊の活動ということは、私はこの参議院の御決議に反するものだと考えておりません。

○国務大臣(石破茂君)

・・・時の総理、宮澤総理がこの参議院の二十九年の決議を引かれまして、私どもは海外において武力を行使してはならないということをずっと守ってまいりましたし、参議院の御決議の言われることもそういうことを戒められたのであろうと、あろうと。これは有権的には当院のお決めになること、つまり参議院でございますが、有権的には当院のお決めになられることでございますけれども、私どもはそういうふうに考えてまいったところでございます。これが当時の宮澤総理の答弁であり、これが政府の考えで、今もこれは変わっていないということであります。・・・

■ 第 145 回国会参議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会 平成 11 年 5 月 20 日

○国務大臣(宮澤喜一君)

・・・私自身は、自衛隊というものは非常に大事なものである、非常に大事なものであるが、同時にしかし、これは外国で武力行使をするということがあってはならないというのが日本の憲法の趣旨であると考えておりましたから、そういう見地からかなり激しい議論をいたしました。それがちょうどこの決議のある前の年でございます。

でありますから、私自身はこの決議の趣旨とするところは極めて穏当な、順当なことであるというふうに自然に考えておりました。その考えは今でも私は変わっておりません。・・・やはりどういう場合であっても外国で我が国が武力行使をしてはならないというふうに私自身は考えてまいりました。したがって、この決議に賛成することは極めて自然のことでありましたし、また今日もそのように考えております。

○国務大臣（宮澤喜一君）

（注：海外に出動すること自体を禁じた決議の趣旨につき、周辺事態関連法と結び付けていかに受けとめるかを問われて）・・・私の考え方は、当時も今日もそうですが、我が国は外国において武力行使をしてはならないというふうに考えておるわけでございます。

外国と申しますのは、文字どおり外国でございますから、我が国の領土はもちろん、領海あるいは公海において行動するという事は、私は武力行使ということでありませんと私の憲法九条の考え方に反するものではないと考えております。

■ 第 142 回国会参議院予算委員会 平成 10 年 3 月 26 日

○政府委員（佐藤謙君）

（注：周辺事態で自衛隊が武器を持っていくことが、海外出動はしないという本会議決議に違反するのではないかと問われて）海外出動、要は海外派兵ということございまして、その海外派兵につきましては、先ほど法制局長官からも御説明がございましたように、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するというところでございます。・・・

■ 第 122 回国会参議院予算委員会 平成 3 年 11 月 15 日

○国務大臣（宮澤喜一君）

・・・自衛隊が誕生いたしました際に、いやしくも海外派兵というようなことがあってはならないという院の御決議であったように存じております。

○国務大臣（宮澤喜一君）

国会の御決議でございますから、政府はこれを尊重するのは当然のことと存じます。

○国務大臣（宮澤喜一君）

もとより国会の御意思は尊重いたさなければなりません。決議の有権的な御解釈は参議院がお持ちのことはもちろんでございますけれども、私は、自衛隊が海外において武力行使をするというようなことはこれはあってはならない、それが御決議の趣旨であると思っております。

○国務大臣（宮澤喜一君）

・・・恐らく海外で武力行使をすることは許さない、そういう御趣旨であろう。・・・

○国務大臣（宮澤喜一君）

院の御決議は常に尊重しなければならないものと思います。

○国務大臣（宮澤喜一君）

（注：PKO法により専守防衛が変わりましたかと問われて）変わりはないと存じます。

■ 第 109 回国会参議院外務委員会 昭和 62 年 8 月 25 日

○立木洋君

・・・この二十九年の決議というのはもう御承知でしょうけれども、もちろん私たちは自衛隊の存在そのものについて異なった見解を持つということはありませんけれども、しかし、この「自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議」というのが昭和二十九年六月二日参議院において決議されたわけですね。・・・ここでも、「自衛とは海外に出動しないということではなれません。」ということも説明の中では述べられておりますし、「先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮窟であっても、不便であっても、憲法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないのであります。」というふうな趣旨のことも趣旨説明の中では述べられております。

私はそういう意味で、今回のこの法案が採択されるに当たってこの精神をやはりもう一度私たちは想起する必要があるし、そういう点では特に厳にこういう精神を踏まえた立場を大臣としてもしっかりととっていただきたいということを強く述べておきたいわけですが、その点についての大臣のお考えを述べていただきたいと思ひます。

○国務大臣（倉成正君）

今回の法律の中におきましては、自衛隊の派遣は考えていないということについてはもう明らかでございます。そしてまた、ただいま立木委員の仰せになりました精神というのは我々も十分踏まえているつもりでございます。・・・我々が準拠すべきものは憲法でございます。憲法の精神を遵守していかなければいけないということがまず第一。そして、やはり国民の動向、世論の動向ということもまた我々の考慮に入れるべきでございますが、最終的な判断は国権の最高機関である国会が判断すべきことであろうかと思ひますので、国会の御意思に従って政府は忠実にその問題を処理してまいりたいと思ひます。

■ 第 50 回国会参議院本会議 昭和 40 年 10 月 16 日

○国務大臣（佐藤榮作君）

・・・防衛問題については、昭和二十九年六月二日の自衛隊の海外派兵は行わないとの決議がございました。私も、この決議を尊重する、かような立場にあることには変わりございません。ことに、わが国の憲法が、国際紛争は武力によって解決しないのだと、武力使用を禁止しております、また、自衛隊法自身も、自衛隊はわが国の防衛のためにその職責を果たすのだと、かような考え方が明確になっております。したがって、この二つの法律から、ただいまお尋ねになりましたような、自衛隊は、国連の要請に応じて海外に出て行くというようなことはありませんし、また、韓国における米軍が国連の名のもとに要請をいたしましても、これまた出動するようなことはございません。